

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」を「第25条」に改める。

第2条中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第3号アの(イ)」に改める。

第12条中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。